



国民健康保険に加入している皆さんへ



問い合わせ 国民健康保険グループ (☎85) 1771)

～『子ども・子育て支援金制度』が始まっています～

『子ども・子育て支援金制度』は、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

令和8年度から『子ども・子育て支援金』の徴収が開始され、国民健康保険や後期高齢者医療制度を含む、全ての医療保険の保険料(税)から負担していただきます。支援金は、少子化対策を推進するため、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付など、さまざまな施策に充てられます。



▲市公式ウェブサイト

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

○令和8年度国民健康保険税額の計算方法

区分	①医療給付費分	②介護納付金分 (40歳以上65歳未満の加入者がいる場合に算定)	③後期高齢者支援金等分	④子ども・子育て支援納付金分
所得割 (A)	各加入者の課税標準額(令和7年中の所得-43万円)の合計額×8.4%	40歳以上65歳未満の各加入者の課税標準額(令和7年中の所得-43万円)の合計額×2.1%	各加入者の課税標準額(令和7年中の所得-43万円)の合計額×2.7%	各加入者の課税標準額(令和7年中の所得-43万円)の合計額×0.29%
均等割 (B)	世帯の加入者数×23,000円	40歳以上65歳未満の加入者数×8,700円	世帯の加入者数×7,600円	18歳以上の加入者数×1,100円
平等割 (C)	25,000円 (1世帯当たりの定額)	4,800円 (1世帯当たりの定額)	7,300円 (1世帯当たりの定額)	1,000円 (1世帯当たりの定額)
合計	(A)+(B)+(C)= ①の納付額 (課税限度額67万円)	(A)+(B)+(C)= ②の納付額 (課税限度額17万円)	(A)+(B)+(C)= ③の納付額 (課税限度額26万円)	(A)+(B)+(C)= ④の納付額 (課税限度額3万円)

○子ども・子育て支援納付金分の保険税額モデルケース

家族構成	収入	医療・後期・介護分 (年額)	子ども・子育て分 (年額)
单身70歳	年金収入150万円	18,800円	600円
单身30歳	給与収入300万円	239,300円	6,700円
夫婦40歳 子ども小学生2人	夫の給与収入400万円 妻の給与収入90万円	484,400円	9,900円
夫婦70歳	夫の年金収入250万円 妻の年金収入60万円	182,300円	5,300円

令和8年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月中旬に送付します。

室蘭・登別で解体工事・産業廃棄物処理などを行う建設会社です



EJIRI

株式会社 江尻建設
http://www.ejiri-kensetsu.jp/

【本社】室蘭市東町5丁目17番10号 TEL0143-43-0032
【登別事業所】登別市大和町2丁目17番地2 TEL0143-83-5123

作業員募集 安定の業務量で働きやすい環境
未経験でもOK! 資格支援制度あり! 各手当も充実!
お問い合わせはTEL(0143)43-0032

皆様のプライバシーには最大限配慮いたします。

のぼりべつ法律事務所

弁護士 八木橋俊輔 札幌弁護士会
弁護士 本間 寛菜 札幌弁護士会

離婚・相続・消費者被害・債務整理
交通事故・その他

http://nobaribetsu-law.jp/

相談は要予約 **0143-83-7381** 月～金 9:00～17:30
※夜間・土日は完全事前予約
登別市若山町4丁目40-5
メール・ベトナム・フジ303号